

令和8年度  
工事番号 上水工第2号

老朽管更新工事(浦田地区)

特記仕様書及び  
現場説明書(条件明示)

令和8年5月

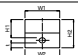
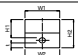
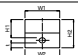
北秋田市建設部上下水道課

# 特記仕様書

第1編 共通編  
第1章 総則

項 目 (節)	条件	内 容
1 共通仕様書の適用		本工事の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない ・秋田県土木工事共通仕様書（令和7年10月以降適用）
2 余裕期間制度の適用	● ない	・余裕期間制度の適用無し
	ある 発注者指 定方式	
	ある 任意着手 方式	
3 技術者の専任	ない 通常の契 約工事	
	ない 余裕期間 設定工事	
	● ある 通常の契 約工事	・現場施工着手日が次項「現場施工着手日の指定」にて指定のない場合は、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員と打合わせにおいて定める。 ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、完成検査確認通知書の日付けとする。
	ある 余裕期間 設定工事	
4 現場施工着手日の指定	● ない	・現場施工着手日の指定無し
	ある	

項 目 (節)	条件		内 容
5 電子納品 ※電子納品運用が「ドラス」等の運用 (R7.9.5)	●		・発注者に「成果品」及び「電子媒体1部」を納品する  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>
6 工事施工調整会議 (三者協議)	●	<input type="checkbox"/> ない  <input type="checkbox"/> ある	・対象なし  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>
7 施工調査の対象工事	●	<input type="checkbox"/> ない  <input type="checkbox"/> ある	・対象なし  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>
8 施工手段等の指定 (契約指定事項)	●	<input type="checkbox"/> ない  <input type="checkbox"/> ある	・指定事項なし  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>
9 検査・品質管理関係			
(1) 中間検査の対象工事 ※中間検査運用基準(H21.7)	●	<input type="checkbox"/> ない  <input type="checkbox"/> ある	・中間検査なし  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>
(2) 段階確認 (追加がある場合)	●	<input type="checkbox"/> ない  <input type="checkbox"/> ある	・追加確認なし (土木工事共通仕様書のとおり)  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>
(3) 重点監督対象工事	●	<input type="checkbox"/> ない  <input type="checkbox"/> ある	・対象なし。ただし、低入札価格調査制度の調査対象となった場合は重点監督対象工事とする  <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; background-color: #cccccc;"></div>

項目(節)	条件	内 容																			
(4)規格値 (新たに定める場合)	● ない																				
	● あり	・本工事に用いる規格値は、土木工事共通仕様書施工管理基準による他、下記によるものとする。																			
		<table border="1" data-bbox="468 204 1058 282"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>測定項目</th> <th>規格値</th> <th>測定基準</th> <th>測定箇所</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">配管土工</td> <td>幅 (W)</td> <td>-50</td> <td rowspan="2">施工延長 50mにつき</td> <td rowspan="4">  </td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>高さ (H)</td> <td>-30</td> </tr> <tr> <td>厚さ (t)</td> <td>-30</td> <td>1箇所測定</td> </tr> <tr> <td>延長 (L)</td> <td>-100</td> <td>1施工箇所毎</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要	配管土工	幅 (W)	-50	施工延長 50mにつき			高さ (H)	-30	厚さ (t)	-30	1箇所測定	延長 (L)	-100
工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘 要																
配管土工	幅 (W)	-50	施工延長 50mにつき																		
	高さ (H)	-30																			
	厚さ (t)	-30	1箇所測定																		
	延長 (L)	-100	1施工箇所毎																		
(5)施工管理 (座標値による出来形管理) 【道路・河川等】	● ない	・座標による管理は任意とする。または、設計上の座標がない。																			
	● あり																				
		<table border="1" data-bbox="493 400 919 464"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																			
(6)施工管理 (座標値による出来形管理) 【橋梁等】	● ない	・対象なし																			
	● あり																				
		<table border="1" data-bbox="493 608 992 687"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																			
(7)品質証明(社内検査) 制度対象工事 ※予定価格2億円以上	● ない	・対象なし																			
	● あり																				
(8)非破壊試験等による コンクリートの品質管理	● ない	・対象なし																			
	● あり (強度)																				
	● あり (配筋・かぶり)																				
10 ICT活用工事の対象	● 発注者 指定型																				
	● 受注者 希望型																				
	● 対象外	・本工事は、ICT活用工事の対象外とする。ただし、ICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、ICT活用工事として事後設定できるものとする。なお、ICT活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。																			
	● 対象外																				

項目(節)	条件	内 容	
11 簡易型ICT活用工事の対象	発注者指定型		
	受注者希望型		
	● 対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、簡易型ICT活用工事の対象外とする。</li> <li>・ただし、ICT活用工事の発注者指定型でありICT対象工種が「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河道浚渫」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT舗装工(修繕工)」、「ICT土工(1,000m3未満)」、「ICT小規模土工」、「ICT構造物工(橋脚・橋台)」、「ICT擁壁工」、「ICT基礎工」、「ICT構造物工(橋梁上部)」、又は「ICTコンクリート埋戻工」の場合で、施工範囲内においてICT活用工事と簡易型ICT活用工事の組み合わせによる施工を希望する場合は、施工計画書の提出前に発注者と協議を行うこと。その協議の結果、発注者が認めて指示した場合はICT活用工事と簡易型ICT活用工事の組み合わせによる施工を行うことができる。</li> <li>・上記の組み合わせによる施工を行う場合は、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領(実施編)及び(積算編)」に基づいて実施するものとする。ただし、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」第7条の工事成績評定点の加点は行わないものとする(「秋田県ICT活用工事実施要綱」に基づく工事成績評定点の加点のみ)。</li> <li>・ICT活用の希望があり、受発注者間の協議が整った場合は、簡易型ICT活用工事として事後設定できるものとする。なお、簡易型ICT活用工事設定後は、受注者希望型と同様の扱いとする。</li> </ul>	
12 週休2日制工事の対象	● 完全週休2日(土日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、北秋田市週休2日制工事(完全週休2日(土日))である。</li> <li>・受注者は、完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。</li> <li>・実施にあたっては、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に基づいて実施するものとする。</li> </ul>	
	完全週休2日交替制		
13 女性技術者活躍モデル工事の対象	発注者指定型		
	● 受注者希望型		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、秋田県女性技術者活躍モデル工事(受注者希望型)であるため、女性技術者登用を希望する場合、発注者と協議を行い、実施について発注者が認めて指示した場合は、本工事をモデル工事として扱うものとする。</li> <li>・モデル工事の実施については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事実施要綱」に基づいて実施するものとする。</li> </ul>
14 遠隔臨場の実施	● ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、遠隔臨場の適用工事ではない。ただし、受注者が遠隔臨場の適用を希望する場合は、発注者と協議の上、発注者が認めた場合に適用することができる。</li> <li>・遠隔臨場の実施については、「建設現場等の遠隔臨場に関する試行要領」に基づいて実施するものとする。</li> </ul>	
	ある		
15 情報共有システム(ASP)の利用			
16 地下埋設物の損傷事故防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル(令和6年12月)秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。</li> </ul>	

項 目（節）	条件	内 容
17 架空線等上空施設の損傷事故防止		・ 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（令和6年12月）秋田県建設部」により、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。
18 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用		
19 その他特記事項 （法定外の労災保険の付保）		・ 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 ・ 受注者は契約書の規定に基づき、その保険証券等の写しを発注者に提出すること。
20 その他特記事項 （1日未満で完了する作業の積算の適用）		
21 その他特記事項 （余裕期間制度適用の場合）		
22 その他特記事項 （熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について）		
23 その他特記事項 （労働者確保に要する間接費の設計変更適用の場合）		

項 目（節）	条件	内 容
24 BIM/CIM適用工事の対象	発注者 指定型	
	受注者 希望型	
25 仮設		<p>1. 仮設については受注者の創意工夫として任意とするが、工事の良否、工事の安全保安、ならびに工事の進捗に影響を及ぼすと思われる場合には、監督職員の判断により改善を命ずることがある。また、他の権利者から苦情があったときはすみやかに解決すること。</p> <p>2. 本工事の施工に必要な作業用地、資材置場及び残土捨場の使用や借上げ等、地権者・関係機関との交渉を要する場合は、監督職員の協力のもとで受注者が交渉し、一切の責任を持つものとする。なお、後片付けについては原形に復旧することを原則とし、土地所有者の了解を得ること。</p> <p>3. 資材運搬等道路は、工事完了後に一般通行に支障がないように整備するものとする。</p> <p>4. 工事現場において、見えやすい場所に工事看板を設置すること。なお、表示内容については監督職員と協議のうえ決定すること。</p>

項目(節)	条件	内容
26 土工工事		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 図面に示してある掘削線は、現地の状況により法勾配を変更することがある。</li> <li>2. 掘削発生土を埋め戻す場合は、良質土を流用するものとする。なお、良質土の選定にあたっては監督職員の指示を受けるものとし、適さないものは使用しないこと。</li> <li>3. 埋戻しについては、土木工事共通仕様書に基づき、各層ごとに十分締め固めなければならない。なお、施工後沈下が生じた場合は、自主的に手直しを行うこと。</li> <li>4. その他、不測の事態等により、設計に計上されていない何らかの腐材が発生した場合は、監督職員へ報告の後、所定の処理場に搬出するものとし、必要に応じてマニュアルを受理するなど適切に処理すること。</li> <li>5. 本工事で発生する産業廃棄物のうち、最終処分場へ搬出する廃棄物については、別途産業廃棄物税が課税されるので取扱いに留意すること。</li> <li>6. 配管ルートにおいて掘削深度が1.5mを越える場合は、原則として土留工を施工する。ただし、敷地が広く安定角度が確保出来る場合はこの限りでない。</li> </ol>
27 配管工事		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、工事着手に先立ち配管技能者の履歴書を写真とともに提出する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配管技能者は、主に芯だし、据え付け接合等を行うものとし、発注者が認めた配管技能者、日本水道協会の配水管技能登録者（一般登録・耐震登録・大口径）または、それと同等以上の技能を有する者とする。</li> <li>(2) 水道配水用ポリエチレン管布設の有資格者とは、配水用ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証（配水管）またはメーカーによる水道用ポリエチレン管施工講習修了証を所持する者をいい、配管を施工する際は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工要領に従い、適切に配管しなければならない。</li> <li>(3) 水道用ダクトライン鋼鉄管GX形布設の有資格者とは、日本ダクトライン鋼管協会の継手接合研修会受講証GX形（φ450mm以下）を所持する者をいい、配管を施工する際は、日本ダクトライン鋼管協会の施工要領に従い、適切に配管しなければならない。</li> </ol> </li> <li>2. 配管の施工は、資格を有するものを行うものとし、資格証明書の写真と監督員に提出し、承諾を受けなければならない。</li> <li>3. 管の施工前には、基礎地盤面の状況を確認し、監督職員と打ち合わせのうえ施工するものとする。なお、その結果によっては施工方法を変更することもあり、その場合には契約変更の対象とするものとする。</li> <li>4. 地中に埋設される口径50mm以上の管には、明示テープを設けるものとし、その設置方法は別紙「明示要領」による。 また、路盤がある場合は下層路盤の下部へ埋設し、路盤がない場合等は埋設管の上部標準30～50cmの位置に埋設標識アルタンシート（幅150、2倍折り込み）を布設する。</li> <li>5. 配管後の巻上砂は、タンパ等で十分に締め固めるものとする。路盤材等も同様とし、所定の締め固め度が得られるように仕上げるものとする。</li> <li>6. 既存の水路等、障害物を下越しして配管する場合は、監督職員と協議してから施工するものとし、施工の際は原則として監督職員の立ち会いを求めること。</li> <li>7. 配管の水圧試験を行う場合は、980キロパスカル(10kgf/cm<sup>2</sup>)以上を原則とし、保有持続時間を60分以上とし、原則ドリップ圧は認めない。ただし、配水池等の場内配管で自然圧のみ場合は監督職員と協議して決定する。また、水管橋などで水圧試験によりがたい場合は空気圧試験を代用してもよいが、その試験圧力は水圧試験圧力の30%以上とする。</li> <li>8. 配管工事の写真は、原則として測点進行方向に向かって撮影するものとする。</li> <li>9. 配管工事の段階確認については、200m～400mに1箇所を標準とし、短路線については1箇所以上の立ち会いを受けること。なお、詳細については、監督員と協議のうえ決定するものとする。</li> <li>10. 工事終了後は洗管計画書を提出し、管路の洗管排水を行うものとする。なお、洗管には原則として水道水を使用すること。</li> <li>11. 完成後、配管の出来形として、完成図、帯図、バルブオフセット図をA版にて作成し、提出すること。</li> <li>12. 鋼鉄管などの金属管、異形管及び鋼鉄製継手並びに弁及び管筒部の金属製部などは、埋設土壌や地下水による腐食から防護するため、ポリエチレンスリーブ施工をすること。</li> <li>13. ポリエチレンスリーブの防食施工は、給水工事設計指針に基づくほか、日本ダクトライン鋼管協会規格（JIPA Z2005-2001）ポリエチレンスリーブ施工方法など水道関係諸規定によること。</li> </ol>
28 安全対策		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部編）および関係法令に基づき、適正に標示板、標識、保安燈、防護柵、バリアード、照明等の安全施設を設置しなければならない。</li> <li>2. 本工事で交通誘導員は、「土木工事共通仕様書」（秋田県建設部編）保安施設設置基準に基づき、原則、全路線に計上するものとする。また、施工方法の変更や関係者からの指示または協議によって、交通誘導員の配置が大きく変わる場合には、事前に監督職員に報告するものとし、協議の上で変更設計の対象とする。</li> </ol>
29 資源の再資源化等		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を遵守し適正に処理することとし、工事完成時に再資源化等報告書（18条第1項）を監督職員に提出するものとする。</li> <li>2. 受注者は、請け負った当該工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対して、法第10条1～5号に掲げる事項について別紙告知書様式で告げること。</li> <li>3. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、秋田県が廃棄物処理法に基づき許可した施設で適正に処理すること。</li> </ol>

項 目 (節)	条 件	内 容
30 明示要領		<p>・明示の方法は次のとおりとし、管径350mm以下は胴巻テープのみ、管径400mm以上については胴巻テープと天端テープの使用により識別を明らかにする。</p> <p>1. 明示に使用する材料</p> <p>(1) 材 料：塩化ビニールテープ</p> <p>(2) 色 色：地色－青 文字－白 ※注：工業用水道管は、地色は白、文字は黒である。</p> <p>(3) テープの形状</p> <p>管 径：胴巻テープ幅天端テープ幅テープ厚さ 350mm以下3cm－0.15mm 400mm以上3cm±0.03mm</p> <p>2. 胴巻テープの間隔</p> <p>(1) 管長4m以下：3箇所／本 管の両端から15～20cm並びに中間1箇所</p> <p>(2) 管長5～6m 4箇所／本 管の両端から15～20cmならびに中間2箇所</p> <p>(3) 特殊管で、異形管、弁類に該当しない場合は、テープの間隔が2m以上にならないように箇所を増加する。</p> <p>(4) 推進管については、管天端に幅100mm程度の青色ペイントを塗布すること。</p> <p>3. 明示の方法 (明示例)</p> <div data-bbox="482 475 818 531" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> </div> <p>(1) 文字の大きさ、タテ、ヨコ8mm 文字間隔4mm程度とする。</p> <p>(2) 表示間隔は3mm程度とする。</p> <p>(3) 明示年は3箇月位ずれても差し支えない。</p> <p>(4) 既設管を露出した場合、露出された部分にはこれを実施するものとし、この場合、布設年が明確でない管は、様々な資料から推計し、明示することが望ましい。</p> <p>(5) 胴巻テープは、1回半巻きとする。</p> <p>4. 特殊部</p> <p>(1) 異形管の場合は、右記のとおりとする。</p> <p>(2) バルブ バルブ類は表図があり、これに表示されているので、他の埋設管と区別が容易であり、表示の必要はない。 (資料－省略)</p> <div data-bbox="751 724 1042 943" style="text-align: center;"> </div>

第2章 材料

項目(節)	条件		内 容																															
1 工事材料の品質証明指定	●	ない	・指定材料なし																															
		ある																																
2 再生資材の使用		ない																																
	●	ある	・ ①本工事に使用する再生資材は次表のとおりとする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">材料名</th> <th style="width:15%;">規格</th> <th style="width:30%;">使用箇所</th> <th style="width:25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クワッシャー</td> <td>RC-40</td> <td>埋め戻し</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ②使用する再生クワッシャー（RC-40）の粒度範囲は、舗装再生便覧の「再生クワッシャーの望ましい粒度」の規格に適合するものとする。（RC-40を使用する場合に適用） ③受注者は、再生クワッシャーの粒度について確認できる試験結果又は品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。				材料名	規格	使用箇所	備考	再生クワッシャー	RC-40	埋め戻し																					
	材料名	規格	使用箇所	備考																														
再生クワッシャー	RC-40	埋め戻し																																
3 購入土の品質	●	ない	・品質指定なし（各工種の施工に適合するもの）																															
		ある																																
4 建設発生土の有効利用	●	ない	・他工事から搬入なし																															
		ある																																
5 レディミクストコンクリートの使用		ない																																
	●	ある	・ 下記工種のコンクリートは、レディミクストコンクリート標準使用基準の次の規格によるものとする。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>呼び強度 N/mm<sup>2</sup></th> <th>スラブ cm</th> <th>粗骨材の 最大寸法 mm</th> <th>最小セメント 使用量 kg/m<sup>3</sup></th> <th>最大 水セメント比 %</th> <th>セメントの種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均しコンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>-</td> <td>65</td> <td>高炉セメントB種</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (高炉セメントB種の使用) ※1. 高炉セメントB種で発注した工事であっても、下記事項に該当する場合には、協議により設計変更することが出来るものとする。 ・当該現場地域で高炉セメントコンクリートの供給能力がない場合 ・著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ・災害復旧等、緊急を要する工事 ・その他、監督職員が高炉セメントの使用が困難と認めた場合  (フライアッシュ混合コンクリートの使用) ※1. コンクリート打設が寒冷期(11/1～3/31)になる場合は、原則として使用しない。 ※2. フライアッシュ混合コンクリートで発注した工事であっても、下記事項に該当する場合については、協議により設計変更することが出来るものとする。 ・著しく気象条件が悪く、コンクリートの品質低下の恐れがある場合 ・災害復旧等、緊急を要する工事 ・その他、監督職員がフライアッシュ混合コンクリートの使用が困難と認めた場合				工 種	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	スラブ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m <sup>3</sup>	最大 水セメント比 %	セメントの種類	均しコンクリート	18	8	40	-	65	高炉セメントB種														
	工 種	呼び強度 N/mm <sup>2</sup>	スラブ cm	粗骨材の 最大寸法 mm	最小セメント 使用量 kg/m <sup>3</sup>	最大 水セメント比 %	セメントの種類																											
均しコンクリート	18	8	40	-	65	高炉セメントB種																												
6 重要なコンクリート構造物品質管理 ※コンクリート構造物特記仕様書 (H23.4.1)	●	ない	・該当なし																															
		ある																																

項目(節)	条件	内容																																
7 セメントコンクリート製品の指定材料	● ない	・指定なし																																
	ある																																	
8 瀝青材料の使用	● ない	・使用なし																																
	● あり	<p>・①本工事に使用する瀝青材料は次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>規格</th> <th>工種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生②密粒度As(13)</td> <td>車道仮舗装工(表層)</td> <td>国県市道</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生②密粒度As(20)</td> <td>車道舗装工(中間層)</td> <td>国県道</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生①粗粒度As(20)</td> <td>車道舗装工(基層)</td> <td>国県道</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生瀝青安定処理(40)</td> <td>車道舗装工(上層路盤)</td> <td>国道</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>②密粒度As(13)改質Ⅱ型</td> <td>車道舗装工(表層)</td> <td>国道</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生①粗粒度As(20)</td> <td>歩道仮舗装工(表層)</td> <td>国市道</td> </tr> <tr> <td>アスファルト</td> <td>再生⑦細粒度As(13F)</td> <td>歩道舗装工(表層)</td> <td>国道</td> </tr> </tbody> </table>	材料名	規格	工種	摘要	アスファルト	再生②密粒度As(13)	車道仮舗装工(表層)	国県市道	アスファルト	再生②密粒度As(20)	車道舗装工(中間層)	国県道	アスファルト	再生①粗粒度As(20)	車道舗装工(基層)	国県道	アスファルト	再生瀝青安定処理(40)	車道舗装工(上層路盤)	国道	アスファルト	②密粒度As(13)改質Ⅱ型	車道舗装工(表層)	国道	アスファルト	再生①粗粒度As(20)	歩道仮舗装工(表層)	国市道	アスファルト	再生⑦細粒度As(13F)	歩道舗装工(表層)	国道
	材料名	規格	工種	摘要																														
アスファルト	再生②密粒度As(13)	車道仮舗装工(表層)	国県市道																															
アスファルト	再生②密粒度As(20)	車道舗装工(中間層)	国県道																															
アスファルト	再生①粗粒度As(20)	車道舗装工(基層)	国県道																															
アスファルト	再生瀝青安定処理(40)	車道舗装工(上層路盤)	国道																															
アスファルト	②密粒度As(13)改質Ⅱ型	車道舗装工(表層)	国道																															
アスファルト	再生①粗粒度As(20)	歩道仮舗装工(表層)	国市道																															
アスファルト	再生⑦細粒度As(13F)	歩道舗装工(表層)	国道																															
9 再生アスファルト混合物の使用 (溶融スラグ入り)	● ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)																																
	ある																																	
10 溶融スラグ入りプレキャストコンクリート製品または、フライッシュ入りプレキャストコンクリート製品の使用	● ない	・使用なし(使用を妨げるものではない)																																
	ある																																	
11 県産材(間伐材)を利用した 工事名標示板	● ない																																	
	● あり	・本工事には、県産材(間伐材等)を枠材に使用した工事名標示板を工事現場に2基設置すること。																																
12 その他特記事項																																		
13 その他特記事項																																		
14 その他特記事項																																		

## 現場説明書（条件明示）

工事の実施にあたっては、秋田県土木工事共通仕様書、同施工管理基準・品質管理基準及びその他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について施工条件とします。なお、明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、受発注者間において協議できるものとします。

第1編 共通編  
第1章 総則

項 目（節）	内 容						
1 積算基準	<p>(1) 参考図書 設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見取りに対しての資料として提示するもので、請負契約上拘束するものではないので留意して下さい。</p> <p>(2) 積算基準等 工事費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。                      ・土木工事標準積算基準書（共通編）（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部                      ・土木工事標準積算基準書（河川編）（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部                      ・土木工事標準積算基準書（道路編）（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部                      ・土木工事標準積算基準書（電気通信編）（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部                      ・土木工事標準積算基準書（機械編）（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部                      ・土木工事標準積算基準書（参考資料）（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部                      ・建設機械等損料算定表（令和7年10月1日以降適用）秋田県建設部</p>						
2 施工調査	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">●</td> <td style="width: 25%;">ない</td> <td>・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ある</td> <td></td> </tr> </table>	●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。		ある	
●	ない	・対象なし。 ただし、契約後に対象となった場合、受注者は調査に協力すること。					
	ある						

第2編 現場説明事項  
第1章 条件明示

1 工程関係								
(1) 工期設定		<p>本工事は下記のとおり工期を設定しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="width: 30%;">不稼働日数</td> <td>(工期184日－準備及び後片付け期間44日－その他手続き等に要する期間0日) × (1.3 / 3.0) = 64.4日</td> </tr> <tr> <td>準備期間</td> <td style="text-align: center;">30日</td> </tr> <tr> <td>後片付け期間</td> <td style="text-align: center;">14日</td> </tr> </table> <p>※工期には、全土曜日、日曜日及び祝日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数を見込んでいます。                      ※不稼働日数については、「秋田県土木共通仕様書1-1-1-30■不稼働日数」参照</p>	不稼働日数	(工期184日－準備及び後片付け期間44日－その他手続き等に要する期間0日) × (1.3 / 3.0) = 64.4日	準備期間	30日	後片付け期間	14日
不稼働日数	(工期184日－準備及び後片付け期間44日－その他手続き等に要する期間0日) × (1.3 / 3.0) = 64.4日							
準備期間	30日							
後片付け期間	14日							
(2) 関連工事による施工時期の調整	●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 25%;">ない</td> <td>・調整なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ある</td> <td></td> </tr> </table>		ない	・調整なし		ある	
	ない	・調整なし						
	ある							
(3) 施工時期、時間及び施工方法の制限	●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 25%;">ない</td> <td>・制限なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ある</td> <td></td> </tr> </table>		ない	・制限なし		ある	
	ない	・制限なし						
	ある							
(4) 関係機関、自治体等との協議	●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 25%;">ない</td> <td>・協議なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ある</td> <td></td> </tr> </table>		ない	・協議なし		ある	
	ない	・協議なし						
	ある							
(5) 関係機関、自治体等との協議結果による条件	●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 25%;">ない</td> <td>・条件なし</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ある</td> <td></td> </tr> </table>		ない	・条件なし		ある	
	ない	・条件なし						
	ある							

項目(節)			内容																																			
2 用地関係																																						
(1) 工事用地等の制限	●	ない	・制限なし																																			
		ある																																				
(2) 官有地(民有地)の使用	●	ない	・使用なし																																			
		ある																																				
3 公害関係																																						
(1) 公害防止のための制限 (低騒音型建設機械等)	●	ない	・制限なし																																			
		ある																																				
(2) 事業損失防止に係る調査	●	ない	・事前・事後調査なし																																			
		ある																																				
(3) 第三者に及ぼした損害 【共通事項】			1) 受注者は工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす損害を可能な限り防止するため、最善の努力を払い適切な処置を講じなければならない。																																			
			2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた工事損害補償については、受注者が負担する。(契約事項第28条)																																			
4 安全対策関係																																						
(1) 交通安全に関する事項 【交通誘導警備員の計上】		ない																																				
	●	ある	・本工事における工事期間中の交通管理として計上する交通誘導警備員は、下記によるものとします。なお、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。																																			
			<p>(「施工箇所が点在する工事」以外の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>計上人数</th> <th>※()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員(A)</td> <td>84</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(B)</td> <td>8</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「施工箇所が点在する工事」の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>計上人数</th> <th>※()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通誘導警備員(A)</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>○〇工区</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>○〇工区</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>○〇工区</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>交通誘導警備員(B)</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>○〇工区</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>○〇工区</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> <tr> <td>○〇工区</td> <td>0</td> <td>(0)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	計上人数	※()	交通誘導警備員(A)	84	(0)	交通誘導警備員(B)	8	(0)	名称	計上人数	※()	交通誘導警備員(A)	0	(0)	○〇工区	0	(0)	○〇工区	0	(0)	○〇工区	0	(0)	交通誘導警備員(B)	0	(0)	○〇工区	0	(0)	○〇工区	0	(0)	○〇工区	0
名称	計上人数	※()																																				
交通誘導警備員(A)	84	(0)																																				
交通誘導警備員(B)	8	(0)																																				
名称	計上人数	※()																																				
交通誘導警備員(A)	0	(0)																																				
○〇工区	0	(0)																																				
○〇工区	0	(0)																																				
○〇工区	0	(0)																																				
交通誘導警備員(B)	0	(0)																																				
○〇工区	0	(0)																																				
○〇工区	0	(0)																																				
○〇工区	0	(0)																																				

項目(節)			内 容		
(2) 土砂崩落、落石等の防護に関する事項	●	ない	・対象なし		
		ある			
(3) 発破作業に関する事項	●	ない	・対象なし		
		ある			
(4) 地下埋設物の確認 (発注時に地下埋設物を把握している場合)					
(5) 架空線等上空施設について (発注時に架空線等上空施設を把握している場合)					
5 工事用道路関係					
(1) 一般道路の搬入路指定及び制限	●	ない	・指定なし		
		ある			
(2) 仮設道路の設置	●	ない	・設置なし		
		ある			
6 仮設備関係					
(1) 仮設備の指定	●	ない	・指定なし(任意仮設)		
			<table border="1"> <tr> <td>仮設備条件等</td> <td>土留、締切等 土留工及び締切工は大型土のうを設置することとしているが、これにより難い場合は別途協議します。</td> </tr> </table>	仮設備条件等	土留、締切等 土留工及び締切工は大型土のうを設置することとしているが、これにより難い場合は別途協議します。
	仮設備条件等	土留、締切等 土留工及び締切工は大型土のうを設置することとしているが、これにより難い場合は別途協議します。			
	ある	・本工事における仮設備の構造・施工方法の指定は別添の契約指定事項書(様式-1)のとおりです。			
(2) 仮設備の引渡・引継	●	ない	・引継・引渡なし		
		ある			

項目(節)			内 容																																	
7 工事支障物件関係																																				
(1) 占用支障物件の有無	●	● ない	・占用支障物件なし																																	
		● ある																																		
(2) 占用物件との重複施工	●	● ない	・重複施工なし																																	
		● ある																																		
8 特定建設資材の分別解体等・再資源化等																																				
(1) 建設リサイクル法の対象工事		● ない																																		
	<p>【対象工事】 次の①か②に該当する工事 ①特定建設資材を 使用・搬出する工事 ※排出量が100でも使用量がある場合は対象</p> <p>※特定建設資材 ・コンクリート ・アスファルト舗装コンクリート版など ・木材 ・アスファルト・コンクリート</p> <p>②請負額が500万円以上(税込 み)の工事</p>	● ある	<p>・本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。</p> <p>①分別解体等の方法 条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作 業 内 容</th> <th>分別解体等の方法 (解体工事のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>④本体構造及び解体方法</td> <td>本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input checked="" type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他の工事 <input type="checkbox"/>有 <input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>手作業 <input type="checkbox"/>手作業・機械作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 作業内容は、工事としての有無を記入する。 ※2 分別解体等の方法には、積算上計上している方法を記入する。 ※3 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。</p> <p>②再資源化等をする施設の名称及び所在地 下記は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所 在 地</th> <th>運搬距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト般</td> <td>秋田土建(株)</td> <td>北秋田市米内沢字柳田 地内</td> <td>4.5km</td> </tr> <tr> <td>コンクリート般</td> <td>秋田土建(株)</td> <td>北秋田市米内沢字柳田 地内</td> <td>4.5km</td> </tr> </tbody> </table> <p>③受入時間 ( )</p> <p>④その他 ( )</p>	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	②土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	④本体構造及び解体方法	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離	アスファルト般	秋田土建(株)	北秋田市米内沢字柳田 地内	4.5km	コンクリート般	秋田土建(株)	北秋田市米内沢字柳田 地内	4.5km
		工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)																																
		①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																
		②土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																
		③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																
		④本体構造及び解体方法	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																
		⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業																																
		特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	運搬距離																															
アスファルト般	秋田土建(株)	北秋田市米内沢字柳田 地内	4.5km																																	
コンクリート般	秋田土建(株)	北秋田市米内沢字柳田 地内	4.5km																																	
(2) 建設副産物の排出 (特定建設資材以外又は 請負額500万円未満の工事)		● ない																																		
	●	● ある	<p>・工事の施工により発生する建設副産物は、次表の場所に搬入するものとします。 工事発注後に明らかになった事情で、予定した条件により難しい場合は、別途協議します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>①搬入資材</th> <th>残土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②搬入場所、運搬距離</td> <td>12. 施工方法(1) 施工方法のとおり</td> </tr> <tr> <td>③搬入可能時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④仮置き等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	①搬入資材	残土	②搬入場所、運搬距離	12. 施工方法(1) 施工方法のとおり	③搬入可能時間		④仮置き等																										
		①搬入資材	残土																																	
②搬入場所、運搬距離	12. 施工方法(1) 施工方法のとおり																																			
③搬入可能時間																																				
④仮置き等																																				
9 薬液注入関係																																				
(1) 薬液注入の施工	●	● ない	・施工なし																																	
		● ある																																		

項目(節)	内 容								
10 その他									
(1) 工事現場発生品の処理 (工事現場再利用品)	●	ない	・発生品又は再利用品なし						
		ある	<table border="1" data-bbox="437 204 818 252"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						
(2) その他条件 (快適トイレ導入対象工事)	●	ない	・対象外						
	●	ある	<table border="1" data-bbox="512 368 885 491"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>						
(3) その他条件 (ICT活用工事)		発注者 指定型 又は 受注者 希望型							
	●	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、ICT活用工事の対象外とする。</li> <li>・ただし、ICT活用工事として事後設定した場合、工事の積算については「秋田県ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領(実施編)及び(積算編)」に基づいて実施するものとする。</li> </ul>						
(4) その他条件 (簡易型ICT活用工事)		発注者 指定型 又は 受注者 希望型							
		●	対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本工事は、簡易型ICT活用工事の対象外とする。</li> <li>・ただし、特記仕様書にあるICT活用工事と簡易型ICT活用工事を組み合わせによる施工を行う場合、工事の積算については、「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領(実施編)及び(積算編)」に基づいて実施するものとする。</li> <li>・簡易型ICT活用工事として事後設定した場合、工事の積算については「秋田県簡易型ICT活用工事実施要綱」及び工種毎の「秋田県ICT活用工事実施要領(実施編)及び(積算編)」に基づいて実施するものとする。</li> </ul>					
(5) その他条件 (週休2日制工事)	●	完全 週休2日 (土日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の条件は次のとおりです。</li> <li>・本工事は、週休2日を推進するため、完全週休2日(土日)を実施する工事であり、完全週休2日(土日)の現場閉所を行う前提として補正を行っています。</li> <li>・なお、補正係数については「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」によるものとします。</li> <li>・工期内において、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて積算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休2日が未達成の場合は補正は行いません。</li> </ul>						
		完全 週休2日 交替制							

項目(節)	内容								
(6) その他条件 (女性技術者活躍モデル工事)	発注者 指定型								
	● 受注者 希望型	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性技術者活躍モデル工事を実施する場合は次のとおりです。</li> <li>快適トイレの設置に要する費用は、「快適トイレ実施要領」に基づき計上します。</li> <li>女性が現場で働くための環境改善に資する施設等に要した費用については、「秋田県女性技術者活躍モデル工事实施要綱」に基づき、設計変更の対象とします。</li> </ul>							
(7) その他条件 (遠隔臨場の実施)									
(8) その他条件 (現場管理費率における積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正)	● ない	補正なし							
	● ある	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>秋田市（河辺町及び雄和町の区域に限る。）            能代市（二ツ井町の区域に限る。）            横手市            大館市            湯沢市            鹿角市            由利本荘市（矢島町、島海町及び東由利町の区域に限る。）            湯上市（昭和町及び飯田川町の区域に限る。）            大仙市            北秋田市            仙北市            鹿角郡            北秋田郡            山本郡のうち藤里町、三種町（琴丘町及び山本町の区域に限る。）及び八峰町            南秋田郡のうち五城目町、八郎潟町及び井川町            仙北郡            雄勝郡</p> </div>							
(9) その他条件	● ない								
	● ある	<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の条件は次のとおりです。</li> <li>酸欠の恐れのある場所で作業をする場合においては、厚生労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者を常駐させ、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を施工開始前と施工中は常時調査し、換気など事故防止に必要な措置を講じて下さい。</li> <li>他の水道設備等に支障を来す事の無いよう施工願います。</li> <li>水道施設付近での火気取扱には充分注意願います。</li> <li>舗装本復旧については、仮復旧後一定期間自然転圧させてから行うようお願いいたします。</li> </ul>							
(10) その他条件 (施工位置)	● 位置図 添付	工事箇所については、位置図（参考図面）に明示した位置とする。							
	● 座標位置	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> </table>							

